

隣保館の今日的役割についての厚労省回答への見解

隣保館の今日的役割についての厚労省回答への見解

「同和地区の生活上の 地域福祉推進のための

厚生労働省交渉（10年11月2日）での「隣保館設置運営要綱」にかかる「地域住民」「周辺地域住民」についての地域福祉課長回答と大阪府からの問い合わせについての厚労省回答で、厚労省は、あらためて隣保館の今日的役割が同和地区の生活上の課題解決に向けた地域福祉推進のための拠点施設であることを明らかにした。中央生活労働運動部の見解と合わせて掲載する。

I. はじめに－この間の経過

部落解放同盟中央本部と厚生労働省との交渉（2010年11月2日）における宮本真司・地域福祉課長の回答。

「結論としましては、『地域住民』という言葉で私どもが表していると認識しておりますのは、同和対策事業

II. 厚労省回答のとらえ方－積極的意義と意味

① 隣保館の同和問題解決という目的をあらためて明確にした。

② 「隣保館設置運営要綱」に係る大阪府の厚生労働省への問い合わせに対して、厚労省は「運営要綱における『地域』とは同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じていた地域」であると回答した。

③ 回答をふまえるならば、隣保館は同和地区の生活上の課題解決に向けた地域福祉推進のための拠点施設ということになる。「地対財特法」失効後、特別対策が終了したことをもって隣保館の同和問題解決という役割があいまいにされてきた市区町村があることを考へると、この意味はきわめて重要である。

④ 同和行政の出発点は部落差別の現実である。同盟は今日の部落差別の現実を5つの領域からいう考え方を確認してきた。その中で同和地区にあらわれる行政課題を把握し、一般施策をこれで解決するためには当然、行政課題を把握していくということが同和地区」というと差別化された地域を設定せざるを得ない。

⑤ 厚労省の回答は隣保館行政だけの問題でない。 「法」失効後の同和行政の基本姿勢にかかわり、回答を武器にあらためて同和問題解決へ向けての責任を明らかにさせる取り組みを推進していくことのないよう自主解放の精神を堅持することである。当然、その場合も行政責任万能論や行政依存のこと

省回答への見解

課題解決に向けた 拠点施設」と明確に

和地区的ニーズを反映させることが求められる。

(3)実態把握にあたっては、「隣保館設置運営要綱」の趣旨から、同和地区（差別される側のみ）の実態把握にとどまらず、市町村で発覚した部落差別事件の実態把握、市民の人権意識についての実態把握など、同和地区の解決に向けた課題を適切に把握することが必要である。

(4)未指定地区の問題を認めた。

①さらに運営要綱における「地域」は「何らかの事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じていた地域」をも含むとされたことから、上記の隣保館事業は、いわゆる全国に1000カ所あるとされている「未指定地区」の実態や課題をふまえたものであることが求められることになる。また、隣保館が設置されていない「未指定地区」において積極的に「広域的隣保活動事業」が実施されなければならないこととなる。

②ただし、「何らかの事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じていた地域」を誰が、どのような方法で認定するのか、厚生労働省と都道府県、市町村との共通の認識と方法を確立させるための部落解放運動の役割

が求められる。

(5)地域住民の活動が隣保事業であることを明確に認めた。

①厚生労働省は地域住民が実施する活動について「地域住民の福祉の向上の観点から行われるクラブ活動やレクリエーション活動は隣保事業に含まれる」「同じ貸し館でも、例えば、個人や団体が、人権啓発や地域交流事業を行うために隣保館を利用する場合、これに対する貸し館は隣保事業に含まれる」と回答した。

②同和地区住民が「福祉の向上」「人権啓発」や「地域交流」のために取り組む諸活動が隣保事業であり、隣保館はこうした事業を積極的に推進していくことが必要であることを明確に認めたことの意義は大きい。隣保館事業が安易な貸館業務にとどまつてはならないのである。

③また、社会福祉法（第2条）には「隣保事業」とは「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用せしむる」と規定されている。

III. これから取り組み

くなら

になると

こうした

活用して

きてい

はない。

問題であ

けた行政

ことば

必要があ

存主義に

(1)厚生労働省へのはたらきかけ

①「隣保館設置運営要綱」にかかる大阪府からの厚

生労働省への問い合わせに対する回答内容を都道府県、

市区町村の担当者へ丁寧に説明するよう厚生労働省に求めていく。

②隣保館を通じた同和地区の実態把握について「社会福

祉推進事業のなかでこうした調査についても可能な限り取り組んでまいりたい」とした厚労省交渉回答をふまえ、2011年度の実態調査の実施を求めていく。

③実態調査の実施にあたって、我々が求める調査の内容を具体的に提案できるよう生活労働運動部を中心作業を急ぐ。

④都道府県、市区町村における「地対財特法」失効後の同行政の推進、すなわち一般施策を活用した同和地区の解決にあたって「同和地区」という地域、そこに居住する住民を対象として課題の発見、施策の活用をすすめ

隣保館の今日的役割についての厚労省回答への見解

大阪府からの情報開示請求にもとづく厚労省回答

2010年12月13日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活改善係 様

大阪府では、府内の市町や各種団体から、隣保館の対象とする地域の考え方や、隣保事業の内容等について、問い合わせを受けております。

つきましては、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金の適正な執行を図り、府内隣保館の円滑な事業運営を行うため、下記の疑問点についてご教示ください。

1. 隣保館が対象とする利用者(住民)の範囲について教えてください。

(1) 隣保館設置運営要綱で記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」とは、旧法(地対財特法)で定められていた『歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』及びその周辺のことを指しているのでしょうか。①②それぞれ具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答える)

運営要綱における「①地域住民」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域の住民を示しています。

また、「②周辺地域住民」は、①で示す地域に隣接する地域の住民を示しています。

(2) また、社会福祉法で記載されている「③近隣地域における住民」とは、どのような範囲ですか。要綱で記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」との関係から見て、具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答える)

社会福祉法第2条の隣保事業は、「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行ふもの」とあります。

①「地対財特法」が失効し、特別対策を実施するために設定された「地区指定」はなくなつたが、部落差別を受ける地域があることは「法」の失効とは無関係である。しかし、「法」の失効が同和地区を想定して同和行政を推進することを拒否しているかのような理解を行政関係者に与えたり、「法」の失効を曲解して同和行政の廃止や縮小をすすめたりする自治体がある。

②こうした中にあって「法」失効後の同和行政を「同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域」や「何らかの事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じていた地域」を対象として進めていく必要があることを、厚生労働省が「隣保館設置運営要綱」の解釈にかかわって明らかにしたことは重要である。

(3) 隣保館の運営の前提に同和問題解決の趣旨前のことと明確にした。(3) 同和地区を想定して同和行政を推進するといふことは、もともと隣保館の運営にあたっては運営要綱に明記するように「地域のニーズを反映した事業に取り組むことにより、隣保館への住民の期待に応えることができる」ことから、同和地区的ニーズが前提となる区の実態把握が隣保館運営にとって不可欠となる。②隣保館における地域福祉事業」「隣保館における地域交流促進事業」「隣保館による相談援助事業」の「事業実施地域」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じた地域」ということになり、事業実施にあた

されてい
組むこと
肝要であ
、同和地

くらきかけ。
都府県、市区町村へのはたらきかけ。

「隣保館設置運営要綱」に係る大阪府の厚生労働省

への問い合わせに対する回答をふまえ、同和地区的ニ

ズを反映した隣保館事業（社会調査及び研究事業）「相

談事業」「啓発・広報活動事業」「地域交流事業」「周辺

地域巡回事業」「地域福祉事業」「隣保館における地域福

祉事業」「隣保館モデル事業」「隣保館における地域交流促

進事業」「隣保館における継続的相談援助事業」「広域隣

保活動事業」の具体的な実施を求めていく。

②とりわけ、「社会調査及び研究事業」（地域住民の生

活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必

要な事業を研究する事業）を活用して、既存の行政デ

タ、相談事例や差別事件の集約や分析、地区住民アンケ

トでは同

地区（同

何らかの

生じてい

る。

和問題の解決という目的が放棄されている現状がある。

また、館運営に同和地区住民の意見を反映させる仕組み

である「隣保館運営審議会」から同和地区住民を排除す

るなどの動きが見られる。こうした動きに対しても厚労省

の回答を武器に徹底した市町村交渉を実施すること。

⑥2010年度予算で「社会福祉推進事業」を活用し

た「隣保館における地域社会資源との連携調査」が実施

されることになった。年度内事業であるため3ヶ月足ら

ずの期間しかないが、この調査を活用して上記の取り組

みを効果的に推進すること。

社会福祉法では、隣保館等施設の近隣地域の住民を示しています。

2. 社会福祉法（第2条）に定められる「隣保事業」について教えてください。

◇ 社会福祉法（第2条）に定められる「隣保事業」とは、「①隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること」と、「②近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」とされております。

(1) 法で定める「①隣保館等の施設を設け・・・これを利用させること」という表現からは、条文をそのまま解釈すれば、事業の内容や使用方法に関わらず、貸館業務そのものが、隣保事業であるとの印象を受けますが、趣味のサークル活動や会議室の借上げ等のような、一般的な利用に関する貸館業務は、隣保事業の範疇ではないと考えてよろしいでしょうか。

(答え)

「一般的な利用に関する貸館業務」の趣旨を確認させていただく必要がありますが、地域住民の福祉の向上の観点から行われるクラブ活動やレクリエーション活動は、隣保事業に含まれるものと考えます。

(2) また、同じ貸館でも、例えば、個人や団体が、人権啓発や地域交流事業を行うために隣保館を利用する場合、これに対する貸館は、隣保事業の一環と考えますが、いかがでしょうか。

(答え)

隣保事業に含まれるものと考えます。

(3) 法では、「②近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」とされていますが、事業の実施主体が限定されているわけではありません。

隣保館が実施する（市町が主催する）事業だけが、隣保事業ではなく、「近隣地域における住民の生活の改善等」のため、地域住民や関係団体が実施する人権啓発や地域交流の活動も、広い意味で、隣保事業であると思われますが、ご見解を、ご教示ください。

(答え)

社会福祉法上の隣保事業の主体は市町に限定されませんが、地域住民の生活向上を図ることを目的とする各種事業を有機的に連携させ総合的に行う必要があることから相当規模の施設を有する必要があり、隣保館等の施設を設けて各種事業を行うものとしているところです。